

農業農村整備事業負担区分一覧表(補助率・採択基準の概要)

R1.5 農地整備課

①生産基盤の整備

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
		国	県	市町	地元		
国営	農地再編整備事業	2/3				400ha以上	耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地を一定割合(10%)以上含む地域において、区画整理を行う。
県営	農地整備事業	【農業競争力強化農地整備事業:要領別紙1】 【水利施設等保全高度化事業:要領別紙2】 【農地中間管理機構関連農地整備事業:要領別紙1】 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙1】					水田地帯及び畑地帯の生産基盤、営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する。 ※競争力強化・・・農地利用集積率が要件となる事業の場合 50%以上集積 ※農山交 …… “ ” 30%以上集積
	経営体育成型	50	30	20		20ha以上	・事業種類(農用排、農道、客土、暗渠排水、区画整理)のうち2以上(区画整理、暗渠排水は単独可)の受益面積が20ha以上であること。 ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画」が策定されること。
	畑地帯担い手育成型・畑地帯担い手支援型	50	25	25		(20)[30]ha以上	・農用排、農道、区画整理及びこれらと関連した客土、暗渠排水等の基盤整備。 ( )は担い手育成型 [ ]は担い手支援型
	機構関連型	62.5	27.5	10	-	10(5)ha以上	・対象工種は区画整理、農用地造成。( )は中山地域等。 ・事業対象農地全てについて、農地中間管理権が設定されていること。 ・農地中間管理機構の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること。 ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化。(機構の方針として設定) ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上 ・事業対象農地を構成する各団地は1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の連坦化した農地等
	農地集積促進事業						ほ場整備により整備された生産性の高い農地を、目標年度までに担い手に集積するための活動を支援する。 ※経営体育成型、畑地帯担い手育成型に限る。
	高度土地利用調整事業(指導事業)	50	50	-	-	-	農地集積についての指導・助言・啓発普及活動。
	高度土地利用調整事業(調査調整事業)	50	25	25	-	-	担い手に農地を集積するための土地利用調整に関する話し合いや農家の意向調査等の農地利用に関する調整活動。
	農業経営高度化促進事業 中心経営体農地集積促進事業 (旧:高度経営体集積促進事業) (旧:特定高度経営体集積促進事業)	50	50	-	-	-	中心経営体(旧:高度経営体(又は特定高度経営体))へ農地利用集積するための支援事業で、目標年度までに達成した実績に応じて促進費を交付。 ※競争力強化 …… 事業費の最大12.5%を助成 ※農山交 …… 事業費の最大 7.5%を助成
	高付加価値農業施設移転等事業	50	30	20	-	-	事業区域に既に設置されている高付加価値農業施設の撤去、移転。
	生態系保全空間整備事業	50	30	20	-	-	多種多様な生物が生息可能な空間及びネットワークの保全や整備。
	経営体育成促進事業						農地整備事業等の実施を契機に将来の農業生産を担う経営体の育成を図るため、地元負担金の無利子融資を行う。
	担い手育成農地集積事業	無利子資金の融資				-	担い手の経営面積シェア及び認定農業者数等が一定割合以上増加すること。
	農地耕作条件改善事業	【農地耕作条件改善事業】					【農地耕作条件改善事業】 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ・地域内農地集積促進計画を作成していること。 ・農地耕作条件改善計画を作成していること。 ・1地区当たりの受益者が2者以上であること。 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯
農業用排水施設	(55) 50	25	(20) 25		100ha以上 (末端支配面積)	・農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更 ・事業費 概ね2,000万円以上	
農作業道等	(55) 50	25	(20) 25		20ha以上	・作業道の変更(新設は含まない。) ・全幅員 5m以上 ・事業費 200万円以上	
区画整理	(55) 50	27.5	(17.5) 22.5		10ha以上	・事業費 2,000万円以上 ・換地を伴わないこと。 ・受益地は概ね1(0.5)ha以上のまとまりを有する農地で構成されていること。 ・受益面積が概ね10(5)ha以上であること。 ・目標年度までにすべての受益地を担い手に集積すること。 ・目標年度までに担い手の農地集団化率が向上し、8割以上となること。 ・受益地内の高収益作物の作付面積(目標年度を含む前3年間の平均作付面積)が受益面積の5%以上増加すること。 ( )は樹園地及び中山間地域	

農業農村整備事業負担区分一覧表(補助率・採択基準の概要)

R1.5 農地整備課

①生産基盤の整備

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
		国	県	市町	地元		
県営	中山間地域総合整備事業 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙12】						過疎、山振、特定農山村地域の指定等を受けている市町村、又はその地域を含む市町村のうち、農用地の主傾斜1/100以上の面積が50%以上占め、かつ林野率が50%以上占める地域。 ( )は、農業生産基盤以外の工程
	集落型					60〔20〕ha以上	・農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備を実施 ・受益面積は2以上の生産基盤整備事業に係る受益面積の合計 〔 〕は山間地域(林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上が50%以上の区域)
	一般型	55	30 (25)	15 (20)	20ha以上	農業生産基盤(県営については、ほ場整備10haを含む)のみを実施。	
	生産基盤型					農村生活環境整備を中心に実施。	
	生活環境型					―	
	広域連携型				60ha以上	複数市町村に及ぶ広域地域を対象とする場合。	
	農地環境整備事業 【農山交付金:要領別紙13】	55	30	15	10ha以上	・過疎、山振、特定農山村地域の指定等を受けている市町村又はその地域を含む市町村で、耕作放棄地が介在する地域。 ・県営での実施要件として、高度な技術、緊急性、広域的調整等が必要な地区であること。	
	農業農村整備事業計画調査費						県営農業農村整備事業を開始するために必要な事項について、整備対象とする地域に必要な諸条件の現況把握等を行い調査及び計画策定を行う。
	農業農村整備実施計画策定事業 【競争力強化:要領別紙5】 【農山交付金:要領別紙3】	50	25	25	―	―	県営土地改良事業(農地整備事業等)の計画樹立に必要な調査設計
	農村集落基盤再編整備事業(実施計画作成事業)【農山交付金:要領別紙12】	50	25	25	―	―	県営中山間地域総合整備事業及び県営集落基盤整備事業の実施計画書の実施計画策定に必要な調査設計 ※農業生産基盤整備に関する事業が対象
土地改良事業計画調査	―	50	50	―	―	県営土地改良事業の計画樹立に必要な調査設計	
団体営	経営体育成換地等調整事業	(55) 50	20	(25) 30			農地整備事業が行われる予定の地区 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯
	農業基盤整備促進事業 【農地耕作条件改善事業】						【農地耕作条件改善事業】 ・農地中間管理機構との連携概要を策定していること。 ・地域内農地集積促進計画を作成していること。 ・農地耕作条件改善計画を作成していること。 ・1地区当たりの受益者が2者以上であること。  ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯
	定率助成	(55) 50	(20) 15	(25) 35	―		農業用排水(営農用水を含む。)施設の新設、廃止又は変更  暗渠排水 暗渠の新設又は変更  客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良  農用地の区画形質の変更  農作業道・進入路等の新設・変更  農用地の造成  上記6項目以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業

農業農村整備事業負担区分一覧表(補助率・採択基準の概要)

R1.5 農地整備課

①生産基盤の整備

主体区分	事業名等		負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
			国	県	市町	地元		
団体営	定率助成	営農環境整備支援	(55) 50	(20) 15	(25) 35	-	用地造成、営農飲雑用水施設・安全施設・農作物被害防止施設の整備、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備	
		管理省力化支援					水管理省力化、維持管理労力省力化	
		品質向上支援					導入作物に応じた支援、情報化施工の活用	
		条件改善促進支援	(55) 50				土地利用調整・農用地の利用集積の推進等に関する指導、地形図作成、農用地等集団化、高付加価値農業施設移転等、農業機械維持補修	
		高収益作物導入支援	(55) 50	0	0		(45) 50	実施展示ほ場の設置・運営、高収益作物の導入及び定着推進、農業機械リース、農地の良好な生産環境の維持及び条件整備
		指導	(55) 50	(20) 15	(25) 35		事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等	
	定額助成	田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	*				畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	*				水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)	*				畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
		畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)	*				水路の変更(管水路化等)を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
		暗渠排水	*				吸水渠(本暗渠管)の間隔が10m以下の暗渠排水の新設	
		湧水処理	*				湧水処理のための暗渠管等の新設	
		末端畑地かんがい施設	*				末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
		客土	*				耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	
		除礫	*				30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	
		更新整備	*				更新する必要がある用水路等の整備	
		用水路	*				土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新	
		排水路	*				土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新	
		農作業道	*				未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新	
		特認事業	*				その他地方農政局長等が特に必要と認めるもの	
条件改善推進費	*				権利関係(水利権等)・農家意向・農地集積・基盤整備・水利用高度化の推進等に関する調査・調整、実施計画策定、先進的省力化技術導入			
高収益作物転換推進費	*				高収益作物転換プラン作成、営農定着推進			
中山間地域総合整備事業		【農山漁村地域整備交付金:要領別紙12】					過疎、山振、特定農山村地域の指定等を受けている市町村、又はその地域を含む市町村のうち、農用地の主傾斜1/100以上の面積が50%以上占め、かつ林野率が50%以上占める地域。 ( )は、農業生産基盤以外の工種	
集落型	一般型	55	20 (15)	25 (30)	20〔10〕ha 以上	・農業生産基盤と農村生活環境等の一体的整備を実施する事業 ・2以上の生産基盤整備事業に係る受益面積合計 〔 〕は山間地域(林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上が50%以上の区域)		
	生産基盤型					区画整理事業に係る受益面積。		
団体営調査設計事業 【農山交付金:要領別紙3】		50	15	35	-	団体営農業農村整備事業を開始するために必要な事項について、整備対象とする地域に必要な諸条件の現況把握等を行い調査及び計画策定を行う。		

## ②水利施設の保安全管理

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等	
		国	県	市町	地元			
国営	かんがい排水事業(基幹施設)	70				3,000 (1,000)ha以上 ( )は畑地	末端支配面積5,000(畑2,000)haかつ有効貯水量7,000(畑2,000)千m3以上のダム。5,000(畑2,000)ha以上の頭首工、排水機場、排水樋門	
		2/3					上記に該当しないダム及び末端支配面積が1,000(畑300)ha以上の頭首工、用排水機場、排水樋門、用排水路	
	かんがい排水事業(一般施設)	2/3					かんがい排水事業(基幹施設)以外の施設	
	国営造成土地改良施設整備事業	2/3				-	・国営事業で造成された施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の基幹的な施設 ・総事業費10億円以上	
県営	水利施設整備事業 【水利施設等保全高度化事業】 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙2】							
	かんがい排水事業	50	25	25		200(100)[60]ha以上	末端支配面積100(20)ha以上。 ( )は畑地、[ ]は区画整理関連	
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	50	25	25		法事業は100(20)ha以上	・県営造成施設に関する機能診断及び機能保全計画の策定。 ・国営、県営造成施設における機能保全計画等に基づく対策工事の実施。 ・国営、県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施。 ( )は畑地	
	基幹排水対策特別事業	50	25	25		20ha以上	・排水機場、排水樋門及び排水路等の新設、改修。 ・末端支配面積5ha以上。 ・降雨時湧水面積が受益面積の50%以上又は常時地下水位が高いこと	
	農業水利施設保全合理化事業 (管理省力化施設整備事業)	(55) 50	25	(20) 25		末端100ha以上	・給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備。 ・事業費 2000万円以上 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村等	
	水利施設整備事業(農地集積促進型)	(55) 50	25	(20) 25		20(10)ha以上	・徹底した水管理の省力化を図る水利システムの整備により農地集積・集約を促進する。 ・水利施設等保全高度化整備計画の作成が必要。 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村等	
	農業水利施設保全合理化事業 (機能保全計画策定事業)	100	-	-	-	100ha以上 (末端支配面積)	・農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定 ・事業の採択期間は、平成30年度まで	
	農村地域防災減災事業							農用地、農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全、暮らしの安全を確保する。
	ため池整備事業							機能低下したため池を整備することにより、決壊や崩壊を防ぎ、下流の農用地を守るとともに、宅地や公共施設の被害を防止する。
		ため池整備工事 【防災減災:要領別紙3】 【農山交付金:要領別紙6】	大規模	55	25	20	100ha以上	総事業費 8,000万円以上
			小規模	50	25	25	10ha以上	総事業費 800万円以上
	用排水施設等整備事業							築造後における自然的・社会的状況や立地条件の変化等により、湛水被害等を生ずるおそれのある地域において、用排水施設の変更、新設又は改修によって被害を防止する。
	湛水防除事業 【農村地域防災減災事業:要領別紙4】 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙6】							
	排水施設整備対策工事	大規模	55	22.5	22.5	400ha以上	総事業費 5億円以上	
		小規模	50	25	25	30ha以上	総事業費 5,000万円以上	
	排水管理施設設備工事	大規模	55			1,000ha以上		
		小規模	50			100ha以上		
	湛水防除施設改修工事	大規模	55			400ha以上	総事業費 5億円以上	
		小規模	50			30ha以上	総事業費 5,000万円以上	
	用排水施設整備事業 【防災減災:要領別紙4】 【農山交付金:要領別紙6】	大規模	55	25	20	400ha以上	総事業費 8,000万円以上	
		小規模	50	25	25	20ha以上	総事業費 800万円以上	

## ②水利施設の保安全管理

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等	
		国	県	市町	地元			
県 営	農業用河川工作物等応急対策事業	【農村地域防災減災事業:要領別紙7】 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙6】					築造後の自然的・社会的状況の変化で脆弱化したことにより、農地・農業用施設及び公共用施設等に被害を与えるおそれのある農業用河川工作物について、改修、補修を行う。	
	大規模	55	37	8	-		総事業費 1億円以上	
	小規模	50	42	8	-		総事業費 5,000万円以上	
	小規模	50	32	18	-		総事業費 800万円以上	
	特定農業用管路等特別対策事業 【防災減災:要領別紙6】 【農山交付金:要領別紙6】	50	35	15		20ha以上	石綿等が使用されている農業用管路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更。又は、土地改良施設の石綿等の除去及びこれと一体的に行う土地改良施設の変更。	
	土地改良施設突発事故復旧事業	(55) 50	32	(13) 18		20(10)ha以上	総事業費200万円以上。自然災害によらない事由によって生じた土地改良施設の損壊等(突発事故)を迅速に復旧する。 ( )内は6法指定地域	
	震災対策農業水利施設整備事業						地震による被災の影響が大きい施設の耐震性を点検・調査するとともに、ハザードマップの作成などの対策や、地震により施設の損壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない施設の整備を実施する。	
	耐震性点検・調査計画事業						土地改良施設の耐震性を調査、ハザードマップの作成又は耐震化対策整備計画の策定。 ※国100%はH30まで(二次被害が想定される場合に限る)	
	農業用ため池	100	-	-	-	右記	受益面積7ha以上又は農外想定被害額が4,000万円以上であって、かつかんがい受益面積2ha以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上。	
	上記以外(大規模)	100	-	-	-	右記	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、防災受益面積がおおむめ400ha以上。	
	上記以外(小規模)	100	-	-	-	右記	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、(1)総事業費がおおむね800万円以上、(2)防災受益面積がおおむね30ha以上。※(1)か(2)のいずれかに該当するもの。	
	耐震化整備事業						必要な耐震性を有していない土地改良施設を整備	
	地震対策 ため池防災工事	大規模	55				右記	次のいずれか ・受益面積がおおむね70ha以上かつかんがい受益面積がおおむね40ha以上のもの ・受益面積がおおむね7ha以上、かんがい受益面積がおおむね2ha以上かつ農外想定被害額が3億円以上のもの
		小規模	50				右記	受益面積がおおむね7ha以上又は農外想定被害額が4,000万円以上であって、かつかんがい受益面積がおおむね2ha以上のもの
	国営造成施設県管理費補助事業	40	36	-	24	3,000ha以上	・道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム、及び頭首工。 ・非農地面積2割以上。	
基幹水利施設管理事業	30	30	20	20	1,000ha以上	・県、市町村が土地改良区と連携を図りつつ基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理事業。 ・対象施設:ダム、頭首工、排水機場、揚水機場、排水樋門及び幹線用排水路 ・非農地率:10%以上		

## ②水利施設の保安全管理

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
		国	県	市町	地元		
主体区分	地域農業水利施設 ストックマネジメント事業	【農山漁村地域整備交付金:要領別紙2】					<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体営造成施設等に関する機能診断、機能保全計画の策定。</li> <li>・団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施。</li> <li>・団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施。</li> </ul>
	機能保全計画の作成	50	20	30	100ha以上 (末端支配面積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・末端支配面積が100ha以上の単体施設 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯</li> </ul>	
		50	15	35		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の施設 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯</li> </ul>	
	機能保全計画に基づく対策工事 突発的事故に対する緊急工事	(55) 50	(25) 20	(20) 30	末端100ha以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・末端支配面積が100ha以上の単体施設 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯</li> </ul>	
		(20) 15	(25) 35		末端10ha以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の施設 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村・急傾斜畑地帯</li> </ul>	
	水利施設整備事業	【水利施設等保全高度化事業】					<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した農業水利施設の機能診断や補修による農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図る。</li> <li>・事業の採択期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間</li> </ul>
	農業水利施設保全合理化事業 (管理省力化施設整備事業)	(55) 50	(20) 15	(25) 35	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備。</li> <li>・事業費200万円以上 ( )は振興山村・過疎地域・特定農山村等</li> </ul>	
	農業水利施設保全合理化事業 (機能保全計画策定事業)	100	-	-	10ha以上 (末端支配面積)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定</li> <li>・事業の採択期間は、平成30年度まで</li> </ul>	
	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	-	40	-	土地改良施設の定期的な整備補修で1地区当たり200万円以上。
	団体営	国営造成施設管理体制整備促進事業					
①操作体制整備型		60	20	-	20	-	
②管理体制整備型		50	25	25	-	-	
土地改良区体制強化事業		50	50	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区の施設・財務管理の強化、統合整備の推進、研修・人材育成等、土地改良区の体制強化のため、栃木県土地改良事業団体連合会が行う支援・指導業務。</li> </ul>
農村地域防災減災事業							<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用地、農業用施設に対する自然災害による被害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土保全、暮らしの安全を確保する。</li> </ul>
農業用河川工作物等応急対策事業	【農村地域防災減災事業:要領別紙7】 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙6】					<ul style="list-style-type: none"> <li>・築造後の自然的・社会的状況の変化で脆弱化したことにより、農地・農業用施設及び公共用施設等に被害を与えるおそれのある農業用河川工作物について、改修、補修を行う。</li> </ul>	
	小規模	50	42	8	-	総事業費 5,000万円以上	
	小規模	50	32	18	-	総事業費 800万円以上	
土地改良施設突発事故復旧事業	(55) 50	25	(20) 25	20(10)ha以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費200万円以上。自然災害によらない事由によって生じた土地改良施設の損壊等(突発事故)を迅速に復旧する。</li> <li>( )内は6法指定地域</li> </ul>		
震災対策農業水利施設整備事業 (ため池ハザードマップ作成)	100 (H32 まで)				-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化・防災減災計画を作成していること。</li> <li>・防災重点ため池であること。</li> <li>・事業工期1か年以内であること。</li> </ul>	
農業用ため池防災減災対策推進事業 (機能診断、保全計画策定)	100 (H32 まで)				-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池緊急一斉点検において、漏水やコンクリート構造物の破損などの変状が見られ、対策の検討が必要なため池について、防災減災対策を推進するため対策工事の着手に向けた計画を策定する。</li> </ul>	

## ③ 農村環境の保全

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
		国	県	市町	地元		
県営	里地棚田保全整備事業	55	30	15	-	過疎、山振、特定農山村地域の指定を受けている市町村、又はその地域を含む市町村で環境創造区域に指定されている地域。	
団体営	里地棚田保全整備事業	55	20	25	-	主傾斜1/20以上の農地が当該地域の全農用地面積の1/2以上を占め、受益面積1ha以上、かつ受益戸数3戸以上の地域。	
市町・団体等	山村振興対策事業	50	10	40	-	農山村定住等を促進するための生産基盤や生活環境施設、都市部との地域間交流の拠点となる施設等を整備。	
その他	中山間地域等直接支払制度	1/2 (1/3)	1/4 (1/3)	1/4 (1/3)	-	(1)法指定地域(特定農山村法、山村振興法、過疎法) ①通常基準 ・急傾斜農用地(田:1/20以上、畑、草地:15度以上) など ②市町村長の判断により対象となる農地 ・緩傾斜農用地(田:1/100以上1/20未満、畑、草地:8度以上15度未満)など (2)特認地域 法指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中間及び山間農業地域で急傾斜農用地及びそれと連担する緩傾斜農用地。 ( )は特認地域	
	多面的機能支払事業 (H26~)	50	25	25	-	・農地維持支払 :水路、農道、農地法面等の機能を維持するための活動を支援 ・資源向上(共同活動) :水路、農道等、地域資源の質的向上を図る共同活動等の取組を支援 ・資源向上(施設の長寿命化のための活動) :老朽化が進む農業用水利施設等の補修、更新など施設の長寿命化に向けた活動を支援(平成28年度までの協定期間に限り支援対象)	

## ④ 地域資源の活用、農村生活環境の整備

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等
		国	県	市町	地元		
県営	地域用水環境整備事業 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙9】	50			-	総事業費5,000万円以上。	
	農村振興総合整備事業 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙12】	50	25 (20)	25 (30)	-	・農業生産基盤と生活環境の整備を含む総合的な整備内容であること。(農業生産基盤が整備済み又は整備予定の地区を除く) ・「農村振興基本計画」に基づいた事業計画が策定されていること。 ( )は農業生産基盤以外の工種	
団体営	地域用水環境整備事業 (小水力発電施設整備) 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙9】	50	15	35	-	・土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれること。 ・事業により整備した施設の適正な維持管理が行われること。	
	農村振興総合整備事業 【農山漁村地域整備交付金:要領別紙12】	50	15 (10)	35 (40)	-	・農業生産基盤と生活環境の整備を含む総合的な整備内容であること。(農業生産基盤が整備済み又は整備予定の地区を除く) ・「農村振興基本計画」に基づいた事業計画が策定されていること。 ( )は農業生産基盤以外の工種	
	汚水処理施設整備交付金	50	-	50	-	・同一市町村内において公共下水、農業集落排水、浄化槽の施設整備を相互に実施し、効率的な汚水処理施設の普及促進を図ること。 ・農業振興地域(これと一体的に整備することを相当とする地域を含む)内の農業集落を対象として、受益戸数が20戸以上。(1,000人以上は所要の協議が必要) ・「地域再生計画」を策定し、汚水処理施設の整備に関する事項を位置付けること。	

## ⑤ 県単事業

主体区分	事業名等	負担区分(%)				受益面積	事業の内容、対象施設、採択基準等	
		国	県	市町	地元			
団体 営	県単農業農村整備事業						小規模な農業農村整備事業に補助。事業費30万円以上。	
	農業生産基盤整備事業	かんがい排水事業	-	35 (45)	20 以上	45 (35)	1.0(0.5)ha 以上	用排水施設、安全施設 ( )は旧市町村単位の林野率50%以上。
		圃場整備事業	-	35 (45)	20 以上	45 (35)	1.0(0.5)ha 以上	圃場整備、圃場整備関連農業施設移設、暗渠排水、土層改良、農用地の造成、畑地整備。 ( )は、旧市町村単位の林野率50%以上。
		農道整備事業	-	20~ 40 (30~ 50)	20 以上	60~ 40 (50~ 30)	1.0ha以上	・農道整備(L=100m以上、全幅員3.0m以上)、安全施設付帯施設。 ・市町の財政力指数により県負担が変動。 ( )は過疎、山振。
		農作業条件整備	-	35 (45)	20 以上	45 (35)	1.0(0.5)ha 以上	圃場入り口の新設及び改修、畦畔小段、防護柵等。 ( )内は旧市町村単位の林野率50%以上。
	農村生活環境整備事業	-	50	20 以上	30	-	農村環境施設、農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水施設、〇〇保全施設。	
	農業用施設管理事業	-	50 35	20 以上	30 45	1.0ha以上	・農地防災整備(県補助率50%)。 ・施設機能維持回復、管理省力化施設整備。	
	地域資源保全事業	-	50	20 以上	30	-	農村景観形成、伝統的農業用施設整備、生態系保全施設整備、未利用資源利活用施設整備。	
	農業水利施設機能診断事業	-	50	50		1.0ha以上	国の補助対象とならない受益面積100ha未満の施設の機能診断。事業費100万円以上。	
	畑地帯整備重点推進モデル事業	-	50	50		20ha以上	現況調査、現況図作成、意向調査、営農構想策定	